

---

# 自立支援としての住宅改修プラン立案に向けた連携のあり方に関する研究

## Study on Cooperation with Professionals in Planning for Housing Remodeling

神吉優美 室崎千重 橋詰 努 北山一郎  
KANKI Yumi, MUROSAKI Chie, HASIZUME Tsutomu, KITAYAMA Ichiro  
糟谷佐紀 (神戸学院大学)  
KASUYA Saki (Kobe Gakuin University)

---

### キーワード：

住宅改修、介護保険、事前申請、「理由書」標準様式、専門職、連携

### Keywords:

Housing Remodeling, Long-term Care Insurance, In-advance Application, Standard Application Format for Housing Remodeling, Professionals, Cooperation

### Abstract:

In April 2006, the long-term care insurance system was revised. Due to the revision, in terms of housing remodeling, in-advance application was made obligatory, and the standard application format was proposed. This study analyzed the effects of the in-advance application and the standard application format. All the municipalities in Hyogo prefecture answered the interview on the telephone and the questionnaire by fax.

The municipalities realized the effects of in-advance application. Most of them mentioned improved efficiency in paperwork. Only eight municipalities mentioned that they could examine the application cases to check whether it would improve the users' ADL.

Most of municipalities realized the effects of the standard application format, because they could understand the users' situations and the necessity of housing remodeling in more detail than before.

The housing remodeling should contribute to improve the users' ADL and their living. The field

survey is effective to understand the users' need, and support system of professionals is necessary for difficult cases.

## 1 はじめに

### 1.1 研究の背景と目的

平成12年度にスタートした介護保険制度では、住宅改修が給付対象となっている。平成18年4月の介護保険制度改正に伴い、住宅改修においては事前申請制が導入されるとともに、申請時に提出する「住宅改修が必要な理由書」（以下、「理由書」）について標準様式が提示された。これまでの事後申請では、保険者である自治体は工事完了後にはじめて改修内容を知ることになり、保険給付対象外の工事や利用者の身体状況に不適合な工事が行われるというトラブルが報告されていた。また、これまで「理由書」は各自自治体が独自の様式を作成していたが簡易なものが多く、改修内容に関する記述はあるが、改修により改善したい動作・可能となる動作といった改修目的を記述する様式ではなかった。今回提示された標準様式は、現在困難な生活動作をどのように改善したいのかを具体的に記述し、改修目的を明確にするような様式となっている（図1）。

事前申請制の導入および「理由書」標準様式の提示により、給付の妥当性について保険者による介入がより可能となった。保険者は工事内容が保険給付対象であるか否かを判断するのに留まるのではなく、利用者の自立支援につながる改修かどうかを事前に検討することが求められる。そのためには、専門的知識を要するケースに対して、専門職による支援が得られる体制を整えることが望ましい。

**住宅改修が必要な理由書** (表面)

<基本情報>

被保険者番号	年齢	歳	生年月日	明治 大正 昭和	性別	□男 □女
利用者 被保険者氏名	要介護認定 (該当に○)	要支援	要介護			
住所	1・2		経過的・1・2・3・4・5			

作成者	現地確認日	平成 年 月 日	作成日	平成 年 月 日
資格 (作成者が介護支援専門員でないとき)	所属事業所			
氏名	連絡先			

保険者	確認日	平成 年 月 日	評価欄
氏名			

<総合的状況>

利用者の身体状況		福祉用具の利用状況と 住宅改修後の想定	
介護状況		改修前	改修後
住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか		□	□

●車いす	□	□	□	□	□	□	□
●特殊寝台	□	□	□	□	□	□	□
●床ずれ防止用具	□	□	□	□	□	□	□
●体位変換器	□	□	□	□	□	□	□
●手すり	□	□	□	□	□	□	□
●スロープ	□	□	□	□	□	□	□
●歩行者	□	□	□	□	□	□	□
●歩行補助つえ	□	□	□	□	□	□	□
●認知症老人徘徊感知機器	□	□	□	□	□	□	□
●移動用リフト	□	□	□	□	□	□	□
●腰掛便座	□	□	□	□	□	□	□
●特殊尿器	□	□	□	□	□	□	□
●入浴補助用具	□	□	□	□	□	□	□
●簡易浴槽	□	□	□	□	□	□	□
●その他	□	□	□	□	□	□	□

**住宅改修が必要な理由書** (裏面)

<P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作②の具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。>

活動	①改善をしようとしている生活動作	②①の具体的な困難な状況(…なので…で困っている)を記入してください	③改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針(…することで…が改善できる)を記入してください	④改修項目(改修箇所)
排泄	<input type="checkbox"/> トイレまでの移動 <input type="checkbox"/> トイレ出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 便器からの立ち座り(移乗を含む) <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄時の姿勢保持 <input type="checkbox"/> 後始末 <input type="checkbox"/> その他( )		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 手すりの取付け ( ) ( ) ( )
	<input type="checkbox"/> 浴室までの移動 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 浴室出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 浴室内での移動(立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 洗い場での姿勢保持 (洗体・洗髪を含む) <input type="checkbox"/> 浴槽の出入(立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 浴槽内での姿勢保持 <input type="checkbox"/> その他( )		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 段差の解消 ( ) ( )
外出	<input type="checkbox"/> 出入口までの屋内移動 <input type="checkbox"/> 上がりかまちの昇降 <input type="checkbox"/> 車いす等、装具の着脱 <input type="checkbox"/> 履物の着脱 <input type="checkbox"/> 出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 出入口から敷地外までの屋外移動 <input type="checkbox"/> その他( )		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え ( ) ( ) <input type="checkbox"/> 便器の取替え ( )
	その他の活動		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 ( ) ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) ( )

図 1 理由書標準様式

Fig. 1 the standard application format for housing remodeling

本研究では、兵庫県内全市町を対象とした調査に基づき、①事前申請制の効果、②「理由書」標準様式活用状況とその効果、③申請書類の種類、④自宅訪問調査の実施状況、⑤専門職との連携体制について明らかにすることを目的としている。

## 1.2 研究の方法

研究目的を遂行するに当たり、以下に示す調査を実施した。

<調査1>兵庫県内全市町（41市町）を対象とした電話ヒアリング調査を平成18年7月～8月に実施した。主な質問項目を表1に示す。

<調査2>兵庫県内全市町（41市町）を対象としたFAXアンケート調査を平成18年10月に実施した。主な質問項目を表2に示す。

<調査3>調査1および調査2に基づいて抽出した先進的な取り組みを実施している6自治体（神戸市・伊丹市・明石市・小野市・太子町・上郡町）を対象とした訪問ヒアリング調査を平成18年12月～平成19年2月に実施した。調査1および調査2で質問した内容について、詳細にヒアリングを実施した。

## 2 事前申請義務化による効果

介護保険制度の改正に伴い、平成18年4月から住宅改修の事前申請が義務化された。これまで多くの自治体で行われていた事後申請では、保険者である自治体は工事完了後にはじめて工事内容を把握していたが、事前申請では工事前に工事内容を把握することが可能となり、利用者の自立支援につながる改修かどうかを事前に検討することが求められる。

表1 電話ヒアリング調査の質問項目  
Table 1 Questions for telephone interview

<p>&lt;事前申請に関する項目&gt;</p> <p>①平成17年度以前に事前申請を義務化していたか</p> <p>②義務化していた場合、その理由・時期・効果</p> <p>③平成18年度から事前申請に変更したことによる効果</p>
<p>&lt;「理由書」に関する項目&gt;</p> <p>④昨年度までの「理由書」の様式（FAXにより収集）</p> <p>⑤現在の「理由書」の様式</p> <p>⑥「理由書」の変更による効果</p>
<p>&lt;提出書類に関する項目&gt;</p> <p>⑦理由書以外に課している提出書類</p>
<p>&lt;自宅訪問調査に関する項目&gt;</p> <p>⑧自宅訪問調査を実施しているか</p> <p>⑨実施している場合、その効果</p>

平成17年度以前における事前申請の実施状況をみると、全41自治体の内、事前申請を義務化していたのが5自治体、受領委任払い<sup>1)</sup>の場合のみ義務化していたのが6自治体、手すりのみの工事以外の場合は義務化していたのが1自治体である（表3）。受領委任払いの場合、工事完了後の申請で給付対象外の工事があった場合等のトラブルを避けるために事前申請としていたと思われる。伊丹市では、平成18年4月の事前申請義務化に伴い、全ての申請を受領委任払いに切り替えている。

表2 FAXアンケート調査の質問項目  
Table2 Questions for fax questionnaire

<p>①「理由書」等を審査する担当者</p> <p>②専門職による相談・支援体制</p> <p>③「理由書」標準様式の改良点</p>
--

表3 平成17年度以前における事前申請実施状況  
Table 3 The number of municipalities that make in-advance application obligatory in 2005

	自治体数
義務化していた	5
受領委任払いのみ義務化していた	6
手すりのみの工事は事後申請、それ以外は事前申請を義務化していた	1
義務化していなかった	29
合計	41

表4 事前申請の効果（（ ）内は自治体数）  
Table 4 The effects of in-advance application

介護保険該当外工事等を指摘できる。(10)
改修が必要かどうか、自立支援となる改修かどうかを介護支援専門員等と協議できる。(8)
着工前の写真の撮り忘れを防ぐことができる。(4)
事務処理がスムーズになる。(3)
書類の不備が減る。(2)
申請件数を把握できる。(2)
これまで以上に適正な事業の推進に寄与できる。
不必要な工事が見受けられる場合、利用者に事前に問い合わせが可能となる。
無駄な工事を除外できる。
不当な見積りをチェックできる。
家族が工務店と決めてしまってから申請に来るケースが減る。
給付担当者がケース内容を把握しやすい。
住宅改修が初めての業者に指導ができる。
「人生80年いきいき住宅助成事業」が使用可能なケースに対して、勧めることができる。

平成18年4月からは全ての自治体において事前申請が義務化された。事前申請の効果について質問したところ、「介護保険該当外工事等を指摘できる」「着工前の写真の撮り忘れを防ぐことができる」「事務処理がスムーズになる」等といった事務処理に関する回答が多く、「改修の必要性の有無、利用者の自立支援となる改修について介護支援専門員と協議できる」等といった、改修内容に対する効果について答えた市町は8市町のみであった(表4)。

### 3 「理由書」標準様式への変更に伴う効果

平成18年7月時点における「理由書」の様式を見ると、全41自治体の内、標準様式に変更したのが32自治体、市町独自の様式に変更したのが3自治体、変更していないのが6自治体であった(表5)。変更していない6自治体の内、2自治体が平成18年度中の変更を予定している(平成18年10月に当2自治体は、標準様式に変更した)。

「理由書」標準様式に変更した効果としては、「改修内容が具体的に把握できるようになった」「改修の必要性を判断しやすくなった」といった回答が多く、担当者にとってこれまでの「理由書」では具体的な内容まで把握できず改修のイメージが捉えにくかったことが把握された。また、「理由書」を作成する介護支援専門員が利用者の状況をよく把握しなくては書けないため、改修計画について関心が高まったことを評価するコメントもあった(表6)。

### 4 申請書類の種類

「理由書」および見積書以外に提出を義務付けている書類について把握した(表7)。写真および図面の提出を義務付けているのが33自治体と8割以上を占めた。図面のみ義務付けているのが3自治体、写真のみが1自治体であり、残り4自治体では提出を義務付けている書類はない。

### 5 自宅訪問調査の実施状況

自宅訪問調査の実施状況についてみると、全件訪問調査を実施しているのが1自治体、問題のありそうなケースのみ実施しているのが11自治体、それ以外の29自治体が実施していない(表8)。自宅訪問調査の効果としては、「自立支援に関係の無い工事を除外できる」「問題のあるケースについても適切に判断できる」といった回答があった(表9)。

全件自宅訪問調査を実施している上郡町では、給

表5 理由書の様式(平成18年7月現在)

Table 5 The types of application formats

	自治体数
変更した	
理由書標準様式を採用した	32
オリジナル様式を作成した	3
変更していない	
変更予定あり	2
変更予定なし	4
合計	41

表6 「理由書」標準様式採用による効果  
( )内は自治体数

Table 6 The effects of adoption of standard formats

利用者の身体状況や家族の状況等を詳しく具体的に把握できるようになった。(9)
自治体の担当者が改修の必要性を判断しやすくなった。(4)
今までの経過が分かりやすくなった。
以前よりはイメージしやすくなった。
何を改善したいのかが分かるようになった。
以前は抽象的だったのが具体的に、状況が分かりやすくなった。
改修がどういう効果に繋がるかというところまで考えるようになった。
これまで以上に適正な事業の推進に寄与できる。
記載漏れが減った。
書面のみで理解できることが増え、問合せの必要が減った。
介護支援専門員も個別に記載することでやりやすいのではないか。(3)
介護支援専門員が利用者をよく見るようになった。(2)
介護支援専門員自身が考える機会が増えた。
介護支援専門員がどこまで考えているか理解しやすくなった。

表7 審査資料

Table 7 The types of regulatory submission

	自治体数
写真+図面	33
写真のみ	1
図面のみ	3
なし	4
合計	41

付担当事務職員1名が工事完了後に自宅を訪問している。自宅において、図面や工事完了後の写真を見ながら、当初の計画通りに工事ができているかを確認している。

小野市では、①大掛かりな工事の場合、あるいは②「理由書」では工事内容の必要性・客観性が理解できない場合、自宅訪問調査を実施しており、訪問件数は全申請件数の2～3割を占める。給付担当事務職員2名が、工事着工前に自宅を訪問している。調査時には、利用者および家族から困っている内容を聞き取りし、「理由書」からは判断できなかった距離や高さ等を確認するとともに、利用者が本当に必要としている工事なのかを本人に確認している。

伊丹市では、動線に問題がみられる場合や、要介護認定と改修内容が乖離している場合、介護支援専門員の資格をもつ給付担当事務職員が担当の介護支援専門員に直接連絡をとったり、自宅に訪問して確認している。給付担当事務職員は、これまでに福祉施設の建設に多く携わった経験があることから、図面や見積りのチェックもしている。

表8 自宅訪問調査実施状況  
Table 8 The implementation of field survey

	自治体数
全件訪問している	1
問題のありそうなケースのみ訪問している	11
訪問していない	29
合計	41

表9 自宅訪問調査による効果  
Table 9 The effects of filed survey

自立支援に関係の無い工事を除外できる。
これまで以上に適正な事業の推進に寄与できる。
問題の程度（高さ、深さ等）が把握できる。
問題のあるケースについても適切に判断できる。
今まで1例のみだが、自宅訪問時に介護支援専門員が見落として給付対象としていなかった箇所に気づき、給付対象とした。
申請内容をきっちり把握することができる。
これまでに前例はないが、工事の不具合を見つけたときに業者に指摘できるだろう。

## 6 専門職との連携体制

事前申請の義務化および「理由書」標準様式の提示により、保険者は利用者の自立支援につながる改修かどうかを事前に検討することが求められており、ケースによっては専門的な知識を要する。そこで、専門職への相談体制の整備について質問した。

「理由書」の記載内容で給付妥当性等に疑問を感じた場合に相談する専門職がいると回答したのは、全41自治体の内19自治体であった。専門職の職種をみると、保健師が最も多く、次いで介護支援専門員、建築士、理学療法士となっている（表10）。

表10 専門職の職種（複数回答）  
Table10 The type of professionals

	自治体数
保健師	10
介護支援専門員	9
建築士	5
理学療法士	4
作業療法士	2
社会福祉士	2
看護師	1

太子町では、「人生80年いきいき住宅助成事業」<sup>2)</sup>の「住まいの改良相談員」でもある理学療法士が、介護保険による住宅改修にも携わっている。元々担当の介護支援専門員がおらず住宅改修のみ申請するケースについては、当理学療法士が「理由書」を作成し、工事前・工事完了後に自宅訪問調査を実施している。件数をみると、平成18年4月以降の住宅改修申請件数52件の内30件の「理由書」を作成している。また、介護支援専門員から直接相談を受けることも多く、介護支援専門員の自宅訪問調査に同行している。自宅訪問調査の手順を表11に示す。

## 7 まとめ

平成18年4月の介護保険改正に伴い、事前申請の義務化および「理由書」標準様式の提示の2つの改正が行われた。事前申請の義務化による効果として、事務的処理が改善されたという回答が多く、利用者の自立支援につながる改修かどうかの検討ができるようになったという回答は少なかった。一方、「理由書」についてみると、全41自治体の内34自治体（82.9%）が標準様式を採用している。標準様式採

用による効果としては、利用者の状況や改修の目的が具体的に把握できるようになったという回答が多数を占めた。

利用者の自立支援につながる改修を推し進めるためには、利用者の状況を把握し、改修により改善したい動作や行為を明確にする必要がある。そのためには、自宅訪問調査を実施して状況を把握したり、また困難なケースに対して専門職が関与する体制を整えることが必要と考えられる。

#### 謝辞

調査にご協力いただきました方々に謝意を表します。

#### 注釈

- 1) 受領委任払いとは、利用者が工事費から介護保険給付費を除いた金額（1割分）を支払い、介護保険給付費は自治体から直接施工業者に支払われる方式である。
- 2) 「人生80年いきいき住宅助成事業」は、兵庫県が実施している住宅改造助成事業である。「特別型」、「一般型」、「増改築型」、「共同住宅（分譲）共用型」の4タイプがあり、その内「特別型」は介護保険制度による住宅改修費給付に上乘せする形で、助成を実施している。「特別型」では、福祉＋保健・医療＋建築の専門職で構成する「住まいの改良相談員」を設置し、改造前後に現地訪問調査を行うこととされている。

表11 自宅訪問調査の手順（太子町）  
Table11 The procedure of field survey  
(A case of Taishi-town)

#### <事前訪問調査の手順>

- ①本人に動いてもらい、活動状況（できること・できないこと）を把握する。
- ②動いてもらっても、普段とは違う動き方をしている可能性もあるため、柱等の手垢の場所を見て、普段触っている箇所を確認する。
- ③改修方針を決める。手すり位置等も決める。（手すりは業者がサンプルを持ってくることが多く、握り具合も確認する。）

#### <工事完了後訪問調査の手順>

- ① まず現物・現地を確認する。
- ② きっちり力を入れて持ちこたえられるか等、実際に使えるものかどうか触って確認する。
- ③ 本人がいる場合は、実際に動いてもらう。
- ④ 本人に感想を聞く。
- ⑤ 問題があった場合は、施工業者に連絡する。